法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

新制度学派の中国経済論 ： 農村工業化論(その1)

KIKUCHI, Michiki / 菊池, 道樹

(出版者 / Publisher)
法政大学経済学部学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
経済志林 / The Hosei University Economic Review
(巻 / Volume)
66
(号 / Number)
2
(開始ページ / Start Page)
163
(終了ページ / End Page)
210
(発行年 / Year)
1998-10-30
(URL)
https://doi.org/10.15002/00002611

新制度学派の中国経済論

―― 農村工業化論（その1）――

菊　池　道　樹

I．はじめに

中国において，改革・開放という名の，市場経済体制への転換を指向する政策が実質的に遂行され始めて今年で20年目を迎える。この間(1979～97年)，実質のGDPベースでみた年平均の成長率は世界的にも希にみるほどのほぼ10.4%に及ぶことが端的に示すとおり，中国経済のパフォーマンスは極めて良好であった。国有部門が総じて不振であるなかで，中国経済のこうした高成長を牽引してきたのは非国有部門，とりわけその中核をなす郷鎮企業であった。何故郷鎮企業の急成長が可能であるのかをめぐって，近年，いわゆる新制度学派に属する，あるいはその影響を受けた研究者たちが，主としてアメリカの経済学関係の有力な雑誌誌上において，活発な論争を繰り広げている。

主要な論点は，郷鎮企業の所有権，郷鎮企業と地方政府との関係に関するものである。もう少し具体的に言えば，第一の論点は，町営や村営の企業の所有権が曖昧であり，かつまた私企業に対しては名目的にも実質的も所有権の制限が加えられているにも関わらずなぜ，持続的な高成長を維持できるのか，という点である。第二は，その郷鎮企業に対して，地方政府とはいえ，政府機関，関係者が企業経営に関与しているのになぜ，高度な成長を持続することが可能であるのか。いずれも，持続的な経済成長には安定した取り引き契約を保証する，私的所有権を基礎とする組織，制度が

不可欠とする新制度学派の命題を検証，もしくは修正する試みである。また，予算制約がソフトであるが故に，国有企業が経営の非効率，衰退に陥るというコルナイ命題と，これに対する対応としての旧ソ連・東欧諸国における国有企業の私有化が期待された効果をもたらしていない現実，その一方で，非私有制である中国の郷鎮企業の実績が好調という現状認識に根差し，そうしたパラドックスの解明を試みることを通じて，所有権についての理論，ならびに政府の役割をめぐる論争に一石を投じる期待が込められている。

本稿は，以上の新たな研究動向を紹介することを主な目的とするが，そうした試みの意義についてふれておく。

中国の高度成長は，市場メカニズムの導入によってもたらされたことは自明であるが，同時に，新古典派流の，市場万能論に限界があることをも物語っている。市場メカニズムの導入といってもその不徹底さは今日においても中国の最高指導者層さえ批判するほどであり，経済活動への政府の過剰な介入についても依然，中国国内の企業関係者や有識者からの排除を求める声が絶えない。

しかし，IMF が用意した，急進主義のメニューに従って，価格の自由化，私有制の容認，国有企業の株式制の導入による私企業への転換など制度改革を断行した旧ソ連・東欧諸国においては，長期にわたり経済不振が続いている。これら諸国の経験は，諸条件とは関わりなく一挙に制度改革を実行しても市場メカニズムが効率的に作動し，持続的な経済成長をもたらすわけではないことを実証した。

対照的に中国の漸進主義は，はるかに効果的であったことは周知の事実であるが，留意すべきことは，中国の指導者層は明確に意識してソフトランディングを選択したわけではないという事実である。この漸進主義は，中央の共産党，政府の指導者の間の政治路線をめぐる対立が続くなかで，妥協の産物であるところの，制度改革の先送りの結果という性格が濃厚である。それにしても，市場経済体制への移行が進行中であり，市場原理が

未発達，不徹底であるにもかかわらず世界的にトップクラスの良好な経済パフォーマンスをもたらしていることを，どのように解釈するべきなのであろうか。

他方，中国の高成長の持続は，アジアニーズの4カ国・地域における成果に匹敵することから，東アジア諸国家・地域に共通した，開発過程における政府の役割について改めて議論を深めることを促している。もっとも，同じアジアニーズとして括られる4カ国・地域にしても，官主導の韓国，シンガポールと民主導の台湾，香港とでは経済成長に果たした政府の役割に関して，異質な面の大きさは無視できない。中国の経験にしても，政府機関による経済活動に対する統制の排除，介入の縮小が，経済の活性化をもたらしたことは疑いない。しかし，例えば，国内市場の形成，市場秩序の維持を図るうえで，他の国々以上に政府の介入が必要であったことは明らかであり，政府の持つ諸権限が小さければより高度の経済成長を達成できたとする主張には何の根拠もないのである。今日では中国国内において，中央集権か地方分権かの論争を通じて，政府の役割を重視する見解と，必要最低限に留めるべきとする見解とが対立している。いずれにせよ，国民経済の枠組みを放棄することなく，中国経済の持続的な成長をめざす限りにおいては，市場秩序を維持したり，マクロ政策を調整する政府の機能を否定することは，これまでの経験からして非現実的である。

ところで，本稿で紹介するテーマは，中国に留まらず，開発途上国一般の開発過程に共通する制度についての課題であることを強調しておきたい。最近公刊された，新制度学派による「第三世界論」においては，開発研究，つまり開発途上諸国における社会，及び経済変化を解明する研究にグランドセオリーを提供することを自派の使命の一つとして意識し，アジア，アフリカ，ラテンアメリカの幾つかの国の近代経済史の分析をもとに，経済開発における制度，組織，及び国家の重要性を明らかにしようとしている[(1)]。また，新制度学派と歩調を合わせて，近年旺盛な研究活動を展開している比較制度分析グループによる，経済開発過程における政府の，市場

拡張機能という論点も，今後，中国を始めとする開発途上国を対象とする経済領域の研究にとって欠かすことができないように思われる[2]。さらに，世界的な規模で市場の再評価とならび地方分権化への関心が高まるなかで，途上国の開発過程における地方政府の役割，市場の分権化についての研究も進展しつつあり，やはり分析の枠組みを検討するうえで，見逃すことができない研究上の潮流となっている[3]。

なお，本稿で対象として取り上げるのは，基本的に英文の論文や単行書の理論研究に限定し，香港を含む中国国内での研究動向についてはごく一部について言及するに留め，また日本，中国の研究者たちによって精力的に進められている実証研究の成果についても他日に改めて紹介することとしたい。さらに，国有企業の所有制をめぐる問題についての新制度学派の研究の動きも別稿で論ずる予定である。

Ⅱ. 農村工業化の制度上の枠組み

本論に入る前に，本稿に関連する範囲で，郷鎮企業の発展，農村工業化の展開に関わる中央政府の政策の推移について，簡単にふれておく。

1. レッセフェールの原則

鄧小平体制のもと，改革・開放政策が実質的にスタートした1979年，中央政府は社隊企業（後の郷鎮企業）を発展させるための，ガイドライン（「社隊企業を発展させるための若干の問題に関する規定」，1979年7月3日公布）をおよそ次のように規定している。まず，社隊企業の発展の目的は，農業生産を支援し，国民生活，国営大企業，輸出の振興に奉仕することであるとし，かつての人民公社制度を各地の実情を無視して一律にその普及を強制して失敗したことの反省として，企業経営は，「因地制宜」（各地の事情に相応しい方法，手段）を原則とし，独立採算，損益自己負担という市場原理に基づくこととする。計画経済体制のもと，原材料の調達，

製品の販売は，計画に組み入れるべきものは組み入れるが，人民公社単位での生産計画も認める。

現実には，中央政府による計画体制に組み入れられた業種，企業は少なく，「因地制宜」，いわばレッセフェールの原則のもと，各地で地域に応じた発展が容認されることになる。

その結果，国営企業との原材料をめぐる争奪が表面化したり，郷鎮企業同士が「低水準の過当競争」と称されるような，地域間の競争が激化した。そうしたなかで，社隊企業の発展の目覚しい地域は，中心となる企業の所有制の区分から，その地域名を冠した，「蘇南モデル（模式）」（集団制企業が中心），「温州モデル」（私営企業が中心），「晋江モデル」，「耿車モデル」（各種所有制の郷鎮企業の混在）などとして賞賛されるようになる。こうして地域の実情を尊重するという建前のもと，企業の所有制の多様化が進展し，私的企業も合法化されることになる。

その後，84年3月1日付けの国務院の通知，「社隊企業の新局面を切り開くことに関する報告」において，人民公社の解体に伴い，社隊企業は郷鎮企業と名称を変え，町営企業（日本の町に相当する，郷，及び鎮〈郷のなかの，日本の郡に相当する県の，県庁所在地〉に所属）と，村営企業（村の村民委員会に所属）とに区分されることになり，そのうえさらに複数の農家による協同経営企業，及び個人経営企業の4種のタイプの企業が存在することになる。本稿で主として扱うのは前2者であるが，これらの郷鎮企業が高度の成長を持続している要因として一般的に理解されているのは，上述の独立採算，損益自己負担といった市場原理に適合的な経営原理である。そうした特徴は，温情主義に基づく中央政府による，ソフトな予算制約という，社会主義下の国営企業（今日の国有企業）との組織原理上の対比において明白ではあるものの，市場原理に徹した企業があることは事実であるがかなり少数であり，少なくとも町営，村営企業の間で支配的であるとは言い難い。

その後さらに，レッセフェールの原則が貫かれたことは，郷鎮企業の組

織，制度に関わる法令は殆ど公布されないことが端的に示している。1989年3月に筆者が農業部の法規担当者を訪問した際，中央政府，農業部としては今後郷鎮企業の発展に対してどのような姿勢で臨むのか，という問いに対して，何もしないでこれだけ成長してきたのになぜ，法規制が必要か，とあっさりかわされた。しかし，所有権が曖昧なことに由来する，集団制企業の関係者による実質的な私有化などのトラブルが各地で頻発し，所有権の明確化を中心に，郷鎮企業の所有，経営に関わる法体系の整備を求める声が高まることになる。

2. 郷鎮企業関連の法体系の整備

郷鎮企業の所有制に関わる本格的な最初の法令は，1990年7月1日より施行された「郷村集体所有制企業条例」である。同条例の18条において，「企業の財産は，当該企業の管理を行なう，郷，或いは村の範囲内の農民全体の集団所有に属し，郷，或いは村の農民大会（農民代表会議），或いは農民全体を代表する集団経済組織が企業財産の所有権を行使する」として，抽象的ながら初めて集団制企業の所有権とそれを行使する権限が明文化された。その後，その趣旨は，97年1月1日施行の，郷鎮企業に関わる諸々の規定を集大成した「郷鎮企業法」に引き継がれ，同法の第10条において，「農村の集団経済組織が投資して設立した郷鎮企業は，その企業の財産権は設立した当該企業の農民全体の集団所有に属する」と規定されるに至る。

同法についての公式解釈によれば[(4)]，町営企業，村営企業の所有権は，それぞれ当該企業の郷，村の農民全体の集団所有に属するのであり，その所有権を行使するのは郷，村の集団経済組織（旧人民公社，生産大隊を基礎とする，「経済連合社」，「農工商総公司（会社）」などを指す）であり，個人企業の場合は，個人が所有権を有し，またその権利を行使する。しかし，これで所有権をめぐる問題が解決されたわけではないことは，後述のとおりである。

所有制の問題に加え，郷鎮企業の企業としての特殊性として見落してならないのは，農業支援を義務化されている点である。第2条において，「本法でいうところの郷鎮企業とは農村集団経済組織，あるいは農民による投資を主とし，郷，鎮（村を含む）において活動を行なう，農業支援を義務とする各種企業を指す」と定め，さらに第17条で「郷鎮企業は税引き後の利潤のなかから，農業を支援し農村の社会的な支出に用いられる，一定の比率の資金を提供する。その比率，及び管理の方法は，省，自治区，直轄市の人民政府の定めるところに因る」と規定している。公式解釈によれば，農村の社会的支出とは，文化，教育，体育，保健・衛生，民生に関わる項目であり，郷鎮企業はそれが属する町や村の予算収入源として位置づけられていることになる。この条項の運用は，各鎮，郷の政府に任されているのが現実であるが，ここに独立した企業とは異なる郷鎮企業の特殊な性格が示されている。

そうした財政面での郷鎮企業と地域との結びつきを強化するきっかけとなったのは，いわゆる改革派が主導権を握るなかで，地方分権を推進するために，1980年から始まる財政改革である。一連の改革は，「放権譲利」（権限を下放し，利益を譲る）という基本政策のもと，「分竈喫飯」（竈を分けてご飯を食べる）という中央と地方との財源を分かち合う方式により進められるが，省，県，鎮・郷といった，各級の地方政府がそれぞれの財源を確保する道が開かれた。今日，町営，村営の郷鎮企業の発展が町，村のレヴェルの財源を左右し，地域経済の動向に大きな影響を与えるようになるのはこのような事情による。

いずれにせよ，中央政府により，経営面で法的な枠組みが与えられていることは，私企業はもち論のこと，諸外国の公営企業と同列に扱うこともできない。

Ⅲ. 所有制論

今日，所有制に関わる理論として広く受け入れられているのは，市場原理のもとで，経済行為の基礎となるインセンティヴをもたらす私有権が保証されなければならない，という新制度学派のテーゼであろう。North と Weingast（1989）は，「経済パフォーマンスの成功は，経済面の干渉を制限し，私的諸権利と市場とを経済の広い分野 segments に広めるような諸制度が伴う」（North and Weingast, 1989, 808 頁）と述べ，また，私的所有権の保証を基礎とする諸制度の変革が経済成長の原動力であったのであり，市場メカニズムの環境のもとで，企業を所有し，経営の主体となるのは，企業家としての個人であることは自明である，とみなしている(5)。

これに対して，中国の経済成長を牽引してきた，郷鎮企業が所有権の面で曖昧であることに着目し，私的所有権の確立，保証は必らずしも経済成長にとっての不可欠の条件ではないという，議論が盛んになりつつある。

Bolton（1995）は，経営面でのインセンティヴが維持され，生産物市場の競争が激しければ，経営者がミスを犯す余裕などないので，競争を行なう環境を創り出すことが重要であるとし，同じく，Mcmillan と Naughton（Mcmillan and Naughton, 1992）も，旧ソ連，東欧諸国における経験からの教訓として，私的所有権への転換，もしくは導入よりも競争の必要性を強調し，いずれも，所有権を本質的な問題としては取り扱わない。また，Oi は後述のように，所有権の保証は個人に与えられなくとも，組織化されたいくつかの単位に帰属すれば，それらの単位は成長を追求することが可能であると述べ，やはり所有権問題を正面から取り上げることを回避する。

こうした，郷鎮企業の所有権をめぐる議論が国際的な広がりをもちながら活性化しつつある研究状況にふれて Pei（1996）は，Weizman と Xu が提起したパラドックス（後述）を取り上げて，「所有制理論の主流派に

従えば，郷鎮企業は曖昧に定義された協同組合 cooperatives であり，かなり業績が悪いはずであるのに，実際には成功が目覚しい。理論と現実がなぜ，この重要な領域において全く正反対であるのであろうか？」と，所有権に関する問題の所在を改めて提起している（Pei, 1996, 44 頁）。

「曖昧に定義されたコーポラティヴな内部解決能力」（Weitzman and Xu, 1994）と「移行期における曖昧な所有権」（Li, 1996）を軸に，代表的な議論を紹介しておこう。

① 集団所有制と中央政府

Chang と Wang は，所有権は地元住民の集団に，経営権は町，村の政府（町，村所在の機関）に帰属するという現行の中国政府の法制上の解釈を受け入れたうえで，所有，経営権の構造が成立する事情を次のように説明する（Chang and Wang, 1994）。

町営，村営企業の，名目上の所有権は地元住民（原語は citizen）に，経営管理権は地方政府（町政府，村民委員会）にそれぞれ帰属しており，企業の残余利益の請求権は住民と地方官吏との間で分配される。そうした所有，経営の構造は，権威主義的な中央政府が，現行の政治システムを存続させることを目的とし，地元の郷鎮企業の発展を通じて，住民の生活，厚生福祉の水準を向上させることにより，地元住民の支持を得ようとする戦略の所産である。

企業の所有権がなぜ地元の住民へ与えられ，地方の国有企業としてより広い範囲の国民へ分かち合わないのか，と言えば，所有者としての地元住民が分配をより直接享受できるからである。他方，名目上の所有権を国家や地方政府にではなく，住民に与えることで，企業活動からの利益を，住民やその代理人である地方政府に当てることを監視できる。このコミットメントこそ，代理人としての地方政府へ郷鎮企業を成功に導こうとする強いインセンティヴを与えることになる。

中央政府は郷鎮企業の収益のうち 60%を再生産のための投資へ向ける

ことを指導する以外は，企業経営についての明確な規定を設けていないが，地方政府に対しては企業からの利益を過度に収奪するなど職権を乱用しないよう規制する。こうした行為のねらいは，社会的な安定を維持し，住民の抵抗を防ぐことにある。生産量を最大限増大させたり，生産性を向上させようとするならば，中央政府は企業の所有権を地方政府に与える方がいいが，そうしないのは，中央政府が住民の福祉を考えているからである。

地方政府は財政収入を得ることで，住民からの直接徴収を避けることができる。住民にとってはまた，地元の企業が発展することで雇用，所得を得る機会を拡大するうえに，企業の利益を公共事業へ投資することにより，その恩恵を生涯にわたって享受できる。

経営権が中央政府でも住民でもなく，地方政府に与えることによる費用便益効果を考えると，(1)共産党政府の持つ長い伝統が，郷鎮企業の長期にわたる発展に安全性を与える，(2)人材が少ないなかで，政府が経営者ならではの意思決定ができる，(3)金融機関からの融資など外部の諸資源へのアクセスが容易である，などのメリットが大きい。特に，もし中央政府に経営権が帰属すれば，コストは地方政府の場合に比べて高くなるうえに，銀行融資の面で国有企業が直面しているソフトバジェットの問題が表面化する。

その経営権は地方政府に対しては強固に保証されている。資本主義企業との所有，経営面での相違は，非所有者である地方政府が保有する企業の経営管理権は完璧であり，企業は独立性を保つことはできない。地方政府はひとたび企業の経営権を委ねられると，経営不振を理由に返上されることはなく，名目上の所有者である住民は政府を管理できない。この点では国有企業と同様であり，地方政府は自らに対する管理権を資本主義企業よりも完全に保持している。但し，近年は経営権が地方政府から経営者や熟練労働者へ移行する傾向もみられ，経営権のあり方は流動的である。

Chang と Wang の議論の特徴は，中央政府が自らの絶対的権力を保持する意思が，郷鎮企業の所有，経営権の構造が産み出す，とする解釈であ

り，一党支配のもと，不完全な市場経済体制における，属地性の強い企業の所有，経営権の本質的な問題に迫る試みである。しかし，それほど中央政府の強力な権力によるのであれば，郷鎮企業の実質的な所有権は中央政府に帰属ことになり，しかも，中央政府の権力がより強力であった，改革以前に郷鎮企業がもっと発展していたことになる。また，中央政府が，地方政府による経営の内容に対してどのようにモニターを行なうのかも示されていない。

② 曖昧な所有権—文化か灰色市場か

こうした中国当局の公式解釈から離れて，欧米流の所有権の本質的な違いから郷鎮企業の所有権問題を究明しようとするのが Weitzman と Xu である（Weitzman and Xu, 1994)。

彼等は，郷鎮企業は，所有権を曖昧に定義した協同組合 cooperative であり，明確に定義された，標準的な所有権の理論とは全く相反する組織である，としたうえで，なぜ伝統的な所有権の理論からかけ離れた協同組合がそのような高水準の成果を達成できるのか。それはまた，伝統的な所有権の理論に対する挑戦ではないのか，と問題を提起する。以下，Weitzman と Xu の仮説を整理しておく。

郷鎮企業の一般的な性格として，名目上は，町，村の住民全てが創設に関わり，集団で所有するが，現実には地方政府が代理人として所有権を実際に行使し，企業の経営責任者を選任する。

郷鎮企業の所有権は次のような点で所有権に関する一般理論とは異なる性質を有する。(1)一般理論においては，所有権はそれぞれ明確に定義された所有者（達）に対して排他的に割り当てられるのに対して，町営，村営企業においては，排他的な権利は所有権者である，住民にも実行上の責任者である地方政府にも帰属しない。そのうえ，私的企業への転化も，また，経営請け負い人による私的所有化も法律で禁止されている，(2)一般に所有権者は資産に対する請求権を持つが，町営，村営企業の場合，収益に対す

る残余請求権は住民にも，政府にも認められていない。利潤の 60%以上は主に再投資へ，残りの 40%については農業支援用の投資へ向けることが法律で規定されている，(3)通常，所有権者であれば資産管理権を持つはずであるが，町営，村営企業の資産は住民も政府も，売ったり，遺産として相続をすることもできない。(4)明確な所有権がないと，ソフトな予算制約のために企業の業績はよくない，と広く理解されているが，町営，村営企業は予算制約がハードであり，倒産の事例もあり，労働生産性は私的所有の企業のそれより低いとは限らない。

要するに，町営，村営企業が示す中国モデルは，所有権が明確ではなく，企業経営に携わる所有者にはインセンティヴがないにも関わらず，非効率どころか，最高クラスの利益をあげ，衰退しないのはなぜか。ここに基本的なパラドックスが存在する。

伝統的な所有理論の誤謬は，はっきりとした規則や法，権利，訴訟手続きなどがなくとも，潜在的な争いを，集団が内部で解決する能力を見落していることである。疑問を解く鍵は「協力的な文化」にある。これをゲームの理論のフォークの定理に依りつつ，所有権が明示的ではない社会において，契約の曖昧さがかえって，雇われる方のインセンティヴを引き出すことの論証を試みる。

無限に繰り返されるゲームで，非協力ゲームの結果が協力ゲームの結果に近い場合を 1，遠い場合を 0 とし，$0<\lambda<1$ とする。λ は人間集団の，囚人のジレンマタイプのただ乗り問題を解決する能力を示し，λ が 1 であれば解決することができ，0 であるならば解決不可能であるとする。ここで，アジアは high λ な社会で人々が相互に信頼できるが,ヨーロッパは low λ な社会であり，人々は信頼することができない。伝統的な所有権の理論とは low λ の地域に適用されるのであり，こうした社会では法的な拘束がなければ良好な諸結果を生み出せず，所有権についてのルールや報酬を特定化することが重要となる。これに対して，high λ な地域においては拘束力のある法的諸規制が，諸機関間の競争を除いては余り重要では

なく，所有権や義務的なルールの重要性は全般に劣る。

λが高い地域でははっきりした契約よりも曖昧な契約の方が重要である。時間を節約したり，交渉の精力を節約するからである。また相互に協力的であり，信頼ができれば，雇われる方は責任を持ち，まるで残余請求権をもつように振る舞う。郷鎮企業の経営においては，契約は書面より口頭により，また短期よりも長期の取り引き関係や結びつきが重視されるが，そのためには友情，人間関係が大切な要素となる。紛争の処理にあたっても，法廷に頼るよりも私的な解決を選ぶ。

郷鎮企業の経験のインプリケーションとして，中国モデルは，破壊を少なくし，市場建設に力を注ぐことができる長所がある。これはヨーロッパモデルより日本モデルに近い。東欧では標準型の所有制を目指すことは適当であるとしても，中国，ベトナム，北朝鮮は標準型の所有制を目指すのはナンセンスであり，また急進型改革よりも漸進型が実情に適っている。

この議論は，伝統的な所有権論の欠陥を明らかにし，インセンティヴの問題を個人ではなく集団として考えることにより，郷鎮企業の成功を内的に捉える視角を与えた，としてPei（1996）が最も高い評価を与えている。

確かに，大胆で魅力的な解釈ではあるが，曖昧さの由来は行き着くところ，文化になってしまい，しかもアジアとヨーロッパという二分法で割り切るのは単純すぎる嫌いがあることは否めない。WeitzmanとXuの仮説では，例えば，日中間の所有権に関する意識の違いはどのように説明できるのか。また，所有権の観念の相違をバックグラウンドとしての文化の違いに帰着させてしまうと，超長期にわたり中国モデルが存続することになる。あるいは，一連の経済体制改革をさらに推し進めて成功すれば，企業関係者の間で所有権，契約などの観念も変化し，中国の文化がヨーロッパの文化に融合してしまうことになる。曖昧な所有権という概念を明確にするには詰めが相当必要である。

一方，Weitzman, Xuと同じく所有権の曖昧さを郷鎮企業の特徴と捉え，かつまた伝統的な所有権をめぐる議論に対する挑戦であるという見方を示

しているのがLi（1996）である。Liは曖昧さの背景を市場の不透明性さgrayに求める[6]。その要旨は次のとおりである。

明確に定義された所有制度のもとでは，所有者の支配する権利はいかなる場合でも保証されているが，中国の郷鎮企業のような，曖昧な所有制度においては，所有者が支配する権利は保証されていないはずだが，生産性は私有企業や国有企業と変わらない。いかなる状況で誰が管理するかについて，予め了解されたり，拘束するルールは存在せず，事前に誰が支配，管理しているかははっきりせず，所有者は誰しも，いかなる状況のもとでも支配，管理を求めて事後的に闘い，交渉しなければならない。

曖昧な所有権は，市場の場における高取り引きコストと高不確実性に対する反応である。中国の市場は目下のところ，取り引きが正常whiteには行われず，また困難blackでもない，grayな状況であり，また官僚経済からマーケットへの過渡期でもあって，取り引きコストがかさみ，契約システムを確立するにはかなりの時間を要する。従って，郷鎮企業の側にすれば，地方官吏による保護が不可欠であり，地方政府を企業の一部として取り込んだ方が利益となる。このことが曖昧な所有権を生成させる理由となる。グレイな市場が黒になると，企業が市場取り引きのトラブルに巻き込まれる時には，地方政府は企業の利益のために一歩踏み出し，介入する。地方政府にとっては，郷鎮企業からの税収は地元の発展につながるし，地方官吏にとっては企業の発展への貢献度が昇進の査定対象ともなるし，退職後にビジネスマンとしてのキャリアを積む機会ともなる。

要するに，グレイマーケットであるならば，郷鎮企業に対し地方政府は生産に貢献し，曖昧な所有権は，企業により大きな保護を与える。しかし，地方政府の過度な介入という潜在的コストを負う。企業家は所有権の形態を選択するにあたり，コストと利益を天秤にかけなければならない。

こうした所有権の曖昧さについて，やはり郷鎮企業の発展の現実を解釈することを通じて，地方政府に帰属する不安定な所有権として新たな枠組みを提起するのがCheとQianである（Che and Qian, 1998）。彼等は，

Chang と Wang, Li の議論に対しては，郷鎮企業にとって地方政府がなぜ有益であり，地方政府が郷鎮企業に保護を与えることができるのか，さらにまた地方政府の役割の限界について説明ができていない，と批判する。

そのうえで，企業に確実な保証を与える所有権がなく，国家による収奪に抗する環境のもとでは，「私的所有権」では過度の収入隠しを招き，一方，「国家所有権」となると経営者や地方政府に信頼できる方法でインセンティヴを与えることには成功しない。それに対して，「地方政府所有権」は地方政府の行政活動とビジネス活動を統合するので，地方政府は国民としての政府の諸利益によりよく奉仕することができる。こうして「地方政府所有権」は国家による収奪を制限し，地方の公共財を増加させ，ルールがない状況での対応としての収入隠しを減らす。

つまり，「地方政府所有権」は不完全な国家の制度のもとでの，国家の収奪に対する組織上の反応である。収入を基礎とする取り決めがなされず，国家による収奪があるなかで，行政とビジネスの活動を担う地方政府が所有権を与えられるとインセンティヴを引き起こし，収入隠しも結局は少なくなる。

Che と Qian の解釈は，Weitzman と Xu のような文化の違いにその由来を求めるのではなく，過渡期における，セカンドベストとしての，Li 同様，いわば状況に委ねられた，所有権の曖昧さとみなす。また，郷鎮企業の内部組織，分配面での特徴にはふれず，企業と地方政府との間の関係には特に注目していない。

他に，所有権問題と関連して，郷鎮企業の地方政府への利益の納入方法をめぐり，定額，定率のいずれが望ましいかの議論がある（Hsiao et al., 1998)。簡単にまとめれば，定額契約は完全に競争的な市場で契約が一党派により勝手に変更されないような先進諸国において優れたインセンティヴとなるのに対して，中国農村においては生産物も生産要素も不完全な市場においては，地方政府が重要な機会を与えることになり，そこでは定率契約が利益の最大化のためにはより大きなインセンティヴを与える。

さて，以上のような所有制めぐる理論面での論争に対し，中国の中央の党，政府は，小規模な生産設備を除き，いわゆる生産手段の所有権については完全な私有権を認めず，町営，村営の郷鎮企業の発展も集団制であるが故に評価するという，公有制優先を堅持している。他方，農村においては株式制と協同経営の一体化であるが実質は私企業である，株式組合（股份合作）制が普及し，都市においては住宅の販売にあたって私有財産としてではなく，60年間の使用権を認めるという条件で売買が成立している。抽象的な議論での決着がむずかしい場合は，長期にわたって棚上げにして，トラブルを可能な限り避け，実利をとるという，中国独特の法的諸関係をめぐる曖昧さが生活の知恵として定着している現れと言えるであろう。

Ⅳ. 地方政府論

所有権の性質とならんで，近年の町営，村営の郷鎮企業の発展を町，村の地方政府との関係において捉えようとする議論が活発である。現行の村の行政機関とは村民委員会であり，政府と呼ぶのは必ずしも相応しくはないし，最近村長を村民による直接選挙による選出を試行するなど流動的であり，多くの研究者の間で慣例化しているのでこれに従う。中国の研究者，政策担当者たちの間では，非合法的な金品の強要など行政による企業経営への介入が企業経営に弊害をもたらしており，企業の独立した組織への転換を図るべきだ，とする見解が支配的である。その主張の背後には，行政介入がなければさらに発展するという見通しを含んでいる。しかし，欧米諸国の研究者たちの多くは，それとは全く対照的に，町営，村営企業の目覚しい発展は地方政府とのパートナーシップがあって達成したものであり，両者の関係を肯定的に捉える見解が少なくない。ここではなぜ地方政府による成長が可能であり，地方政府による介入が阻止要因とならなかったかに焦点をあてて，主な議論を要約しておく。

1. 共同体政府論

そうした議論を整理するうえで，出発点となるのが，Byrd と林青松 Lin Qing song を編者とする，世界銀行による調査報告である（Byrd and Lin Qing song（1990)。林青松，威廉・伯徳（1990)。以下，これを世銀調査と呼ぶ)。

この世銀調査は，無錫（江蘇省)，南海（広東省)，上饒（江西省)，界首（安徽省）の 4 地域を対象とする，本格的な実地調査に基づく，最初の総合的，学術的な郷鎮企業研究である。全篇を通じて，郷鎮企業が持つ特徴として，ダイナミズム（急成長)，競争性（国民経済，及び輸出に占める位置の急上昇)，小規模，多様性（地域)，外向性（地域外への販売の比重の大きさ)，共同体（中国語では「社区」）指向 community orientation（様々な方法で農村の地域と結びつき，企業の移転は考慮しない)，及び要素の非流動性（企業，生産諸要素，人材）の 7 点を挙げ，文字どおり多角的な分析を試みている。本書全体を通じて繰り返し強調されることの一つは，町（郷・鎮)，村政府の共同体としての機能であり，政府の主要な職務は地域住民の雇用確保と所得水準の向上，及び地域内住民間の，農家単位での所得の平等化の実現にあるという点である。

その地方政府と郷鎮企業との間の所有，経営をめぐる関係について，Byrd と林青松は序文において，町営，村営の企業の所有権はそれぞれ町，村の政府に帰属し，地方政府は郷鎮企業に対して，持株会社，投資法人などに相当する，利益追求主体であるとみなす。しかし，日常の業務は企業の経営者が担当するものの，重要な投資，会社の設立や廃止，生産ラインの変更，企業責任者の採用・指名，ボーナスなどの決定には政府が関わり，また，企業のリスクを吸収したり，企業経営に必要な資金の調達においても直接，間接に政府が関与する，ことも指摘する。つまり，現実には政府が郷鎮企業の所有者兼経営者，言い換えれば政府，企業の区別が曖昧な関係と捉えている。そうした事情は，「地方政府はごく普通にしばしば行政

面で敵対することが多い環境においては，支配下の郷鎮企業の代理の役割を果たす」とあるように，市場体制への移行期にあるところとみなしていることによる。

さて，個別論文のなかで，農村工業化に果たす町政府の役割について論じているのが，宋麗娜 Song Li na と杜荷 Du He（Song and Du, 1990. 宋，杜，1990）による論文であり，その要旨はこうである。

80 年代に中央－地方政府間の財政請け負い制が導入されたことにより，地方政府は 2 つの役割，つまり，公共的業務を遂行する行政府としての役割に加え，上記の目的を達成する財源の確保に努める経済主体としての役割とが葛藤する組織としての性格を有することになった。

農家経営請け負い制の普及により農業部門は課税対象とはならず，そのうえ税体系が厳密ではなく，地方政府は新たな財源を設けることも，税率の引き上げもできないままに，市場経済の領域が拡大するなかで，郷鎮企業からの税収が主要な財源となった。地方政府にとって，郷鎮企業を発展させたり，私企業を奨励する基本的な動機は財政収入の増加なのである。

経営面での，町，村政府の郷鎮企業に対する関係は上述のとおりであるが，町，村企業は政府出資であるだけに個人経営企業に比べて規模が大きく，原材料の割り当ても優先的に行われ，資金調達や販売先の開拓などにあたっては政府の信用を利用するなど優遇されている。にも関わらず，個人企業や合弁企業など他の種類の郷鎮企業より生産性が劣るのは，政府関係者の接待，会議費などの負担，農業部門の過剰労働力に対する雇用機会の提供，農業への補助と他企業への投資負担，所有権の非人格性に由来する，政府官吏による非合法的な利益追求などの事情がマイナス要因として働いているからである。

しかし，企業業績の善し悪しは地域差が大きく，それは郷鎮企業の基礎の強弱によるところが大きい。郷鎮企業の後進地域の上では収益のかなりの部分が，政府による福祉，文教など非生産部門の支出や他の利益集団のために支出されるのに対して，先進地域である無錫では町の収入として納

入された財源の多くは再投資に回される。その無錫や南海では企業と政府との間の，責任，権限などは区別されているのに対して，上饒や界首では両者の関係は明確ではなく，政府が重要な役割を果たすが，効率的ではない。

全体として，地方政府の企業経営への参加を略奪介入でななく，肯定的に評価できる。郷鎮企業を政府から分離し，政府の持株会社化を図ると，政府が十分に財源を確保できなくなり，共同体としての目的を実現できないので現行のままでよい。

ここにみられるように，地方政府が自らの目的を実現する手段としての郷鎮企業を所有，管理し，いわば未分化，一体性を特徴とするが，所有経営の分離のメリットを語っているようでもあり，論旨はやや不鮮明である。

地方政府論に直接関連する，いま一つの Byrd と Gelb（Byrd and Gelb, 1990）の論文は，前記の論文と趣旨が重なるところもあるが，地方政府にとっての郷鎮企業を発展させるインセンティヴについて，以下のように解説を加える。

地方政府は，当初から赤字予算を組むことは認められず，かなりハードな予算制約下にあるなかで，郷鎮企業の収益が地方政府にとっての主要な財源となっている。特に，貧富の格差についてのイデオロギー面での抵抗が減少し，労働移動の制限も緩和されるなかで，地域間の所得格差は拡大するものの，地域内において住民間の実質的な所得分配の平等性が保たれているのは，雇用機会を提供し，所得を直接確保できる郷鎮企業の発展によるところが大きい。

しかし，地域内における富の循環，発展のメカニズムは，郷鎮企業の発展に大きく左右される。即ち，無錫のような先進地域においては，郷鎮企業から町政府へ納入された税などの収益の大半は，郷鎮企業の再投資に回り，良性の資金循環が形成されている。これに対して，後進地域の上饒では，企業からの税収，上納のかなりの部分は，政府財源として公共部門への支出や他の利益集団の非生産部門にあてがわれ，それでも未だ財源不足

で，上級政府からの補助，さらに金融機関からの借入れにも依存し，結局は地域の財政の自立化が郷鎮企業を衰退へ導くという，悪性の資金循環に陥っている。

郷鎮企業の発展動向はまた，地方政府の官吏の所得にも影響を及ぼす。企業業績と官吏の所得の間の相関性は強く，特に，村以下の官吏の所得は村営企業の利益次第であり，村の幹部にとって，村営企業の成長に対するインセンティヴが大きい。その点と関連して，官吏の昇進は，南海，無錫の先進地域で上昇志向が弱く，出世したがらないのは，上級の官吏の給与は高い水準にはなく，ビジネスを兼務することを禁じているためである。これに対して遅れた2地域では，地域内での相対的な給与が高い水準にあることから，官吏の上昇志向が強い。しかし，地域による違いも顕著で，同じ先進地域でも，無錫では官吏の所得が定められた範囲で決まるのに対し，南海の，特に村では流動性が大きく，出来高払い的な傾向が見られる。

結局，両論文ともに共通して，町，村政府は，行政府としての役割と企業群の所有者，経営者としての役割との適切なバランスを維持することが大切であり，共同体としての政府の財源を確保するために過大な負担を企業に負わせてはならない，という結論に至る。

この世銀調査結果については，実施されたのは1986年のことであり，未だ計画的な領域がかなり残されおり，地方政府の果たす役割が現在に比べて大きかったことに留意すべきである。

そのうえでここでは，共同体の住民間の凝集力が財政の地方分権化により一層強固になり，官吏と一般住民との間の利害関係は基本的には一致していることを前提としている。そして，市場メカニズムが浸透するという事情のもとで，郷鎮企業はその共同体の存続，発展の鍵となる営利組織として，地域の枠のなかで形成され，成長する企業であり，政府は所有者として郷鎮企業をいわば，金のなる木＝「小金庫」として，いかに，殺さぬように生育させるか，という関係とみなしている。

指導者としての使命感を持つ幹部を中心に，内部で所得分配の平等化を

実現することを暗黙のうちに，国是ならぬ「地域是」とみなし，企業経営，政府支出＝所得再分配を監視する必要性はないという判断にたっているように思われる。幹部の非合法な賄賂などの行為やその結果としての生産性の低下に言及はしているが，そのこと自体さほど郷鎮企業の発展に影響を及ぼさないとみなしているようである。事実として，そう捉えていいのか，という疑問は払拭できない。

世銀調査の結果が提起する，いまひとつの重要な論点は，政府，企業間の関係が，先進・後進地域間のみならず，先進地域間でも一様ではないという事実である。多様性どころか，無限の個別性さえも予想させる面も含んでおり，町村政府の町営，村営企業に対する関係を全国に共通する論理としてまとめることはかなり難しい。

なお，中国国内においては，ここ数年来，共同体（=「社区」）community という観点から農村の経済，社会構造を分析する試みが極めて盛んである。新制度学派はもちろんのこと，日本における共同体をめぐる論争に関心を寄せる研究者が少なくない(7)。

2. 地方国家コーポラティズム

世銀調査は，暗黙のうちに，郷鎮企業を中核とする地方国家コーポラティズム論への道を開くものである(8)。

そのコーポラティズム論を基本的な枠組みとして，郷鎮企業を地方政府を中心とする経済・行政複合体的な「地方国家コーポラティズム」local state corporatism, 或いは local corporatist state の構成要素として捉えるのが Oi である。まず，彼女の地方国家コーポラティズムを，80 年以降の財政改革を契機とする形成過程を解明した論文（Oi, 1992）と，新制度学派の重鎮，North が主張する，長期経済パフォーマンスの決定要因としての制度という観点からその特徴を分析した論文（Oi, 1995）を基礎にその要点を示しておく。

〈地方国家コーポラティズムとは〉：国家（政府）と経済（企業）の連合

体であり，市場が地域経済発展のキイであり，政府のコーディネーションと介入は続く。その連合体においては地方官吏が企業の重役の役割を果たし，政府は地域の企業群をコーディネイトする，多様なビジネスコーポレーションである。これは，日韓型の発展とは異なる，ポスト毛沢東の，レーニン主義に由来する，地元の共産党書記，経済委員会が重要な決定権を握る国家主導の発展の所産である。成長の核となるのは，農村工業であり，地方政府はその農村工業の担い手である郷鎮企業の成長に責任を持ち，企業をより大きなコーポレートな全体の一部として扱う。

Oi の最新の論文（Oi, 1998）では，次のようにまとめている。

（ガーシェンクロン Gershencron が言うように）私的な個人にとってコストやリスクが余りにも大きい場合には，国家が，中国においてはこの場合地方政府になるが，一歩踏み出し，企業家の役割を保障し，農村の工業化を始めなければならない。レーニン型のシステムにおいて経済改革が成功するには，私有化に対する選択肢として，政府主導型の工業の成長の方がよいことを示唆している。町村企業の所有者は集団的であって，それぞれ町，村に帰属すると定義される。企業の所有者が経営の意思決定，マネジメントに密接に関わっている。

〈形成のプロセス〉：80 年代中頃までの財政請け負い制は，下級政府の，上級政府に対する一定金額の収納契約により成り立っているが，地方政府にとって財政収入の一部を地元に留保することができることが，官吏に対して政府収入の増加に対するインセンティヴを高め，企業家精神を醸成し，地方国家コーポラティズムの活力源となった。農家経営請負制の導入で農業部門からの財政収入が実質的に失われ，また，農村経済の多様化が進むなかで，地方政府にとって，高収益が期待できる非農業企業からの税，税外の財源が決定的に重要な財源となった。

〈なぜ集団所有制か〉：政治的環境が不安定でコストとリスクが大きい場合，農村企業を興すのは，旧来の集団制企業を私有制企業へ転換することを図るよりも，地方政府が経営管理することの方が相応しい。諸見解とは

異なり，その地方政府こそ中央政府から承認を受けて，郷鎮企業の所有権を有する。地方政府は一方で中央政府の代理人としての性格を持つが，他方でかつての地域における利害の調整者としての役割から，地域の利潤を最大化し，かつこれを擁護する存在としての役割に変化することになる。金融機関からの融資にあたり，政府が企業の保証人となることなど決定的な役割を果たすことになる。

こうした移行期の所有制については，企業の所有権は個人ではなく単位に帰属することで成長を追求することは可能であり，私有化だけが唯一の道ではなく，公私の協同関係も持続性の条件となる。市場が未発達で，分節状態にある段階においては，行政分野の関係者や集団，グループが大きな力を発揮する。

〈所得再分配〉：地方政府は財政支出のかなりの部分を企業への再投資に向けている。地方政府が企業家であり，また分配権を握っていれば，国家による収奪行為，レントシーキング rent seeking にはならない。

予算支出，分配面で重要な点は，予算内収入に加え，予算外収入も村レベルでの収入の使途は自由であるから，業績良好な企業からの利益を融通して自由に他のセクターを支援するのに使われることも許されるようになる。地方政府を通じて資金をある企業から別の企業へと配分させることは即ち，所得再分配によって地域のコーポラティヴな成長が可能となる。政府官吏は一つの企業からの収益を，インフォーマルな「借金」というかたちで，他の企業を育てるために使ったり，負債の再分配に用いる。また，非営利面での，所得再分配を重視し，福祉，現物支給などを行なう一方，採算がとれない工場でも雇用維持のために操業を続ける。

〈地方官吏のインセンティヴ〉：財政の地方自主権が進むなか，地方政府はハードな予算制約のもとにおかれ，郷鎮企業の赤字処理を含む予算管理の責任を負い，地方官吏は自らの評判，給与・ボーナスが郷鎮企業の業績に直接左右されることになる。経営者たちは独立した企業家というより，雇用者であり，重要な事項の決定権は共産党書記，政府の経済委員会，政

府の長に属する。そうした責任者たちには毛沢東時代と同じポストにいる者が多く，当時と比べ変化したのは，ボーナス，住宅など官吏達の行動を規定する諸制度に埋め込まれたインセンティヴのあり方である。旧ソ連や東欧諸国と異なり，地方官吏に企業の実質的な責任者としての権限を与えたことが，制度改革が円滑に進行する結果をもたらした。

〈取り引きコスト〉：郷鎮企業が発展するうえで，政府関係者は市場開拓などに必要な情報コスト削減の機能を果たす。つまり，地方の官吏は，地域を超えた，日常の行政面での仕事を通して，開拓，発展させた情報や接触を利用して，地方企業へ，原料や新たな製品，技術，市場についての情報などの決定的に重要なサービスを提供することができる。頻繁に地方都市，省都などへの旅行することが，情報の収集，コネクション形成に役立つ。

以上の総括として，今中国農村で生じているのは，コーポラティスト戦略を基礎に地域のコミュニティの利益を最大化するためにリスクと資源を拡散する行為なのである。

みられるとおり，地方政府を核として，地域経済の発展メカニズムを，市場と国家（中央政府）との多面的な関係において検討し，郷鎮企業の発展要因とともに，地方国家コーポラティズムの形成，実態を明らかにしようとするスケールの大きな試みである。結論として得られた主要なポイントは，地方政府が郷鎮企業の実質的なオーナー経営者であり，郷鎮企業の経営者は日常業務の遂行を任されており，いわば地方政府の付属営利組織であること，地方政府の企業経営行為がレントシーキングと異なるのは，政府が分配権の主体であること，政府自らが行政府として有する組織面での機能から企業活動における情報コストを削減する効果を持っていること，などである。特に市場の未発達な段階における，政府の果たす制度的な役割についての分析は興味深い。

以下にみるとおり，地方国家コーポラティズム論は相当広い領域の研究者たちに直接，間接に影響を与えており，Oi 流のコーポラティズム論の

ヴァリエーションは数多く見られる。しかし，そのOiの議論の問題点，地方官吏の垂直の関係にのみ焦点をあて，水平関係の重要性を見落している，郷鎮企業の地方政府との関係を重視し，企業内部にはふれない，などを批判し，郷鎮企業を，地方政府の村落組織論の観点から多角的に捉え，その集団性，会社組織firmとして捉えたのが，Pei（1996）である。

郷鎮企業の成功は，主として村，農村の共同体の特殊な諸要素に基づく。重要なことは，郷鎮企業が中国農村の町，村の共同体の組織に根差しているのであり，それから独立することはできない，という点である。その中国農村の村落組織は，典型的な資本主義的な会社ではないが，紛れも無く（Alchianの定義に基づく）会社組織としての行動をとる。いずれも会社組織として重要な問題は，いかなる契約関係がいかなる環境のもとで制度化され，機能しているかである。企業は従来どおり，村人により共同で所有されている。分権化により，集団組織の利益が中央に収取されることなく，内部化され，住民がその恩恵に浴することで求心力が形成されることが可能となったからである。

村落組織は市場と階層とが混合したハイブリッドなモデルであり，移行期の所産である。村の外に市場がなければヒエラルヒーがそれに代わり，村落集団を国民経済のネットワークに統合させる。中国共産党政府の行政的なヒエラルヒーも村人にとっては有用なのである。なぜ県などのレベルではなく，町，村が重要かといえば，官吏の大部分は集団組織のメンバーであるからである[9]。行政の官吏であり，かつ村落組織のメンバーでもある彼等の介入はビジネス活動であり，経済組織の枠内で行なわれる。彼等の水平的な人的コネクションは上の官吏のレベルよりしっかりしており，重要な役割を果たしている。

村落内部の階層をみると，トップであるリーダーは，村の一員であると同時に行政の階層のメンバーであり，また企業のオーナーを代表する。彼等の所得は上級とは異なり，村人の生産的な諸条件に密接に関連しており，従って自らの利益は，村の連合体の利益の最大化を通じて実現される関係

にある。村の擬似レントを内部化するためのメカニズムは，村の官吏が，行政責任者としての，また村民としての，二重のアイデンティティを持つことに由来し，官吏の企業家としての機能も，この2つのアイデンティティの結合に因る。そうしたアイデンティティが一般村民に受け入れられていることを示す，象徴的な例は，官吏が飲食で接待することに腹が立たないか，と問われた村民の返答である。彼は，ああいう連中が飲み食いすればするほど，交渉がはかどり，自分は収入の分け前により多く預かることができる，と語った。

19世紀のドイツ農村に典型的にみられたように，村落は，社会的集団，ならびにビジネス企業としての二重の協調性を有し，いずれも，雰囲気，エスプリ esprit de corps，協調精神，血縁関係といった要素が情報の低コスト，信用，「求心力」をもたらし，集団組織の利益を増加させることに貢献してきた。情報コストの安さ，信用は，村人達が社会的集団のメンバーとして，相互に家族，個性などについて熟知していることに由来する。この完璧なまでの情報が，必要な場合には長期の契約を速やかにしかも低コストで締結させる。労働者たちは一生懸命働き，監視がなくとも効率的に働くのは，相互に共に育ち，熟知し，信頼しているからだ。

Pei の議論は確かに，Oi の欠陥を補い，村落における営利組織が効果的に機能するメカニズムの解明に貢献しているように思われる。だが，Oi 等に共通する難点として，市場メカニズムの浸透によって生じる所得格差の拡大を具体的にどのような方法で是正して，村落の構成員間の一体性（現実に一体感があるのか否かは問われていない）が維持されているのかが示されていない。

他方，Nee はハイブリッドな所有制を基礎に，郷鎮企業の成長をやはり，コーポラティズム論の観点から捉えようとする（Nee, 1992)。移行期において，組織形態の多様化と所有権の複数化が進むなかで，社会主義のもとでの集団制企業が市場化された会社組織 firms に転換しつつある。このハイブリッドな所有構造は変動的で，例えば，町，村の政府が集団制企

業を個人に賃貸すると，この企業は地方政府からも個人の経営者からも所有権を主張される，混合所有権の形態となる。組織面では，複数の組織から諸資源，ガバナンス構造の，一つ，あるいは両方を利用し，各々の組織が自立性を維持しながら相互に依存しながら組織間取り引きを行なう場合，不確実性を少なくさせる。各種の行為においては，法的に明確な所有構造がないために，人的な結びつきにより多く頼るようになる。コネ＝「関係」に投資をしなければならないのは，広範囲の不確実性と協調する必要があるからであり，そのことが中国における地方コーポラティズムの興隆の陰の原動力ともなっている。

地方政府と市場化された企業との間の地方コーポラティズム同盟は，弱い市場構造，不完全な市場移行という問題を解決する一つの選択肢であり，制度上の妥協である。地方コーポラティズムのもとにおいては，地方政府が郷鎮企業に対して，様々な援助を与えたり，経営指導を行なったり，信用の供与，インフラへの投資などにより，不完全な市場組織のもとで効果的に競争する環境を形成する。しかも，市場調整制度が未熟な段階では地方政府の官吏による保証は取り引きコストを削減する効果を発揮する。しかし，私企業と比べると，政治的な要素が投資決定に影響を及ぼし，取り引きコストを高くするうえに，経営に政府が関わることで競争原理を弱める結果をも招く。

こうした市場経済に関わる基本的なルールが不安定な状況のもとでは，私企業は利潤に対するインセンティヴは大きいものの，大きな不確実性に直面することになる（Nee and Young, 1990)。資産を収用されるおそれがあることから，投資の対象は回収の早速い分野へ向けられることになり，また長期の投資よりは住宅や輸入奢侈品を購入することを選ぶ。これに対し，町営，村営の企業の幹部・企業家 cadre-entrepreneur たちは私企業の経営者と比較して，成長に向けた投資をより多く行なう。これらの企業は非市場企業より予算制約の面でハードであるが，地方政府から税の減免，原材料の低価格での交付などの援助を受ける。また，幹部・企業家は自ら

の資産を増やすことはなく，予算外の基金は給料やボーナス，住宅などにあてる。私企業の経営者よりは投資の決定権がなく，結局郷鎮企業の急速な成長をもたらすインセンティヴは，地方エリートとしての威信を高めることにより引き起こされる。

コーポラティズム論に立つ議論の多くは，暗黙のうちに地方政府―郷鎮企業の関係は利害の一致を前提としているが，次の Walder の議論は政府が企業を統治 governance する関係として捉えようと試みる。しかもまた Walder は，コルナイ命題から導かれる，国有企業の私有化戦略に対するオールタナティヴとして地方政府主体の集団制企業の発展を評価する (Walder, 1995)。そのうえ，Walder の議論は非国有の集団制という範疇として，町営，村営の郷鎮企業に留まらず，都市における地方政府と都市集団制企業との関係をも対象としているところに特徴がある。地方政府と企業との関係は，製造業の一つの会社組織，あるいはコーポレーションの内部における関係からの類推として，政府が企業統治構造 corporate governance structure におけるオーナーに匹敵し，企業の経営者は部局の責任者に相当する，とみなす。地方政府の官吏は，自らの収入と結びつくことがインセンティヴとなって，企業経営にあたっては市場指向型の企業と同じように経営に従事する。政府の管轄範囲が限られていること，管轄下の企業が小規模であることから，ヒエラルヒーの下層にある地方政府ほど財政収入に対するインセンティヴが強く，また予算制約も拘束的であり，企業のフリンジベネフィット分の利益は少なくてすみ，モニター能力は大きい。地方政府の所有権がはっきりとしかも強く主張しているところほど，産出量，生産性ともに最も速い。

以上の議論に共通してみられるのは，市場経済体制が不十分な環境のもとでの，地方政府の持つ，営利活動，及び所得の再分配の主体としての高い評価であり，地方政府を核とする，地方コーポラティズムがもたらす地域の活力と安定性を重視している。地方政府と郷鎮企業との間の関係については，両者が未分離であることがもたらす弊害についてはあまり否定的

ではない。むしろ，Walder の議論にみられるように，コーポレイト・ガバナンスの枠組みのなかで，政府-企業間の効果的な関係が注目される。以下，そうした議論のなかからいくつかのタイプを紹介しておく。

3. コーポレイト・ガバナンス論

① 会社組織論

地方政府と郷鎮企業をともに地域の共同体を構成する要素とみなす点ではコーポラティズム論と重なるが，共同体を一つの会社組織 firm とみなし，そのなかの営利組織である郷鎮企業を，地方政府が統治する関係を特に重視するのが Che と Qian（1998）である。要旨は以下のとおりである。

地域共同体は，住民，政府，企業の 3 層からなる，1 つの会社組織であり，共同体コーポレーション community corporation と呼ぶことができる。その会社組織とは多部門事業制，若しくは公開持株会社に相当するものであり，政府が取締役会，本部の管理を任務とし，個々の郷鎮企業は支店，系列会社に相当し，住民が受益者である。

町営，村営企業は中央政府により，1990 年の「郷村集団所有制企業条例」により，企業は住民の集団所有に属し（第 18 条），企業所有者に経営権が帰属し（第 19 条），税引き後の利潤の 60%以上は再投資，福祉基金等へ支出が義務づけられている（第 32 条）などの法制上の規制をうける。経営面では，Byrd と Lin（1990），Oi（1994）が指摘するように，郷鎮企業が日常の経営業務の自主権を有しているものの，投資と財務，経営責任者の選考，税引き後利潤の公共用の支出，の 3 つの経営戦略上の決定を行なうのは町，村の共同体政府である。

共同体政府の基本的特徴を示せば次の 2 点に要約される。(1)共同体内の行政，及びビジネス行為に関して完全な自主権を有する。そのため，国家からの収奪を軽減し，資本も独自に調達することができる。また，上級の政府にとって，共同体政府が公共財を提供し，かつ町営，村営の郷鎮企業を管理するは有用であるので，これら企業の所有権を私企業のそれより，

十分に保護することになる，(2)最末端の政府として，銀行など国家の金融制度と交渉することは制限されている。そうであるが故に，国有企業よりもハードな予算制約が課せられることになる。

国家と市場ともに制度が不完全である環境，つまり，(1)恣意的な国家による収入の収奪が生じるような法，制度が未整備な国家，(2)モラルハザードと adverse selection に由来する資本市場の不完全性，(3)競争する銀行体系の欠如，こうした環境のもとで，共同体政府によるガバナンスを効果的に機能させることが，郷鎮企業の発展の理由である。

要するに，移行期としてであれ，開発途上にしろ，国家と市場ともに不完全な制度環境のもと，国有企業も私企業も経営に困難を来たすなかで，共同体政府のガバナンスをうけた郷鎮企業が共同体コーポレーションとして活況を呈している。経済体制の移行期，あるいは開発過程において，地方政府は，適切な権限を与えられ，かつ制約を受けるのであれば地域経済の発展の原動力となりうる。

やはりここでも，地方政府の，地域住民全体の所得，厚生水準を上昇させようとする使命感，中立性が前提されているが，そうした地方政府の行為そのものが効果的にモニターされているのか否かの言及がないために，抽象論に留まっている印象はぬぐいされない。

② M 型企業論

Oliver Williamson（1975）が，アメリカの大規模な近代的企業を U 型企業（Unitary form, 単一制企業）と M 型企業（Multi-divisional structure, 多数事業部制企業）とに区分して，それぞれの特徴を解明しようとした，企業組織研究は今では古典とも言える。周知のとおり，M 型企業とは，大規模な企業をいくつかの事業単位に分け，各事業部毎に，営業，財務，製造といった職能部門を持ち，業務決定の責任は各事業部に割り当て，本社は戦略的決定に専念する企業のことであり，そうすることにより，合理性とともに相乗効果も得られる，という評価が与えられている。

Qian と Xu は，旧ソ連・東欧諸国の国営企業が U 型階層制であるのに対して，中国の企業を，中央の指令系統をなす「条条」（縦割り）に加え，地方単位の自立性を容認する「塊塊」（横割り）の原理を有する，M 型階層制を持つところにその特徴をみる（Qian and Xu, 1993A）。

そうした分権型の M 形式に最も適っているのが，町，村政府である。それはこれら政府が行政組織のなかで最底辺に位置し，自立性を認められながら，中央と交渉する力は非常に限られているなかで，地域住民の富裕化を達成する圧力が強く働くので，官僚支配を弱体化させ，市場を強化させる結果を招くことになるからである。しかも，上級の政府からも銀行からも融資は期待できないことが町，村政府の予算制約をハードにさせる。また，他地域，政府との関係は，水平的，競争的であることも市場メカニズムの形成を促進する効果をもたらす。そのうえ，下級の官吏は昇進の見込みはほとんどないことから，所得を増やすためにビジネスに専念するものが多く，なかには官吏の職を離れる者もいる。相互の依存性は弱いために，失敗しても他への影響は少ない（Qian and Xu, 1993A）。

必要なのは，(1)地方政府の収入源，(2)ハードな予算制約，(3)政府間の水平的な関係と市場形成，(4)地方政府の管理経営権を持つ，企業家—自立した権限を利潤追求のために行使—人材不足を補うためでもある，(5)中央政府による役割，地方，企業への様々な実験の許可である。

旧ソ連・東欧諸国の U 型組織の成果との比較から，中国の M 型組織はコストが少なくてすむことは明らかであり，移行期において必要なのは民営化ではなく，脱国有化 denationalisation である。町村企業の所有権は中央政府ではなく，町村の共同体に所属するので，依然社会主義であり，「分権市場社会主義」とでも言いうる。現時点で「分権市場社会主義」の所有権が単なる移行現象なのか，それとも相当長い間続くのかははっきりしないが，いずれにせよ確かなことは，「分権市場社会主義」は中国の漸進的移行過程におけるユニークな所産であるということである。中国の経験から教訓として，初期条件の重要性を確認することができるが，pri-

vatisation は時間がかかるのと，U 型のままでは産業構造に変化はない。重要なのは，有能で制限された一つの中央政府と多くの活気あふれる，競争をする地方政府とのバランス，中央はマクロの調整と地方保護主義の抑制，競争の維持，及び政策不安の除去である（Qian and Xu, 1993B)。

ここでは，市場経済体制への過渡期における，いわばセカンドベストとしての評価である。しかし，下級政府としての地方政府が市場経済体制へいかに適応し，かつ市場機能を保持していく主体であるかを示した点は重要であり，次項の諸論稿がこの点をさらに深く究明している。

③ 市場保全型連邦制

かつて，イギリスの産業革命期，アメリカの 19 世紀にそれぞれ空前の経済的繁栄をもたらした制度的枠組みは，中央集権的政治体制の分権化によって形成された市場保全型連邦制 Market-Preserving Federalism であり，今日の中国の高度経済成長の持続においても決定的な役割を果たしている，と評価するのが Weingast 等である。

Weingast（1995）は，政府は所有権，契約を保護するうえで十分強くなければならぬが，その強さが市民の財産・富を没収してしまうという政治的ジレンマが存在する。それは市場を保全するために政府が信頼できるコミットを行なう制度，つまり統治構造の形成如何によるが，まさに政治システムが市場を侵害する程度を制限してきたのが，連邦制の特殊な形態である，市場保全型連邦制であった。Weingast によれば，連邦制を構成するのは，(1)政府間のヒエラルヒー，(2)各政府の自立性の 2 つの要素であるが，市場保全型連邦制はさらに(3)経済に対する責任を持つ，サブナショナルな政府，(4)共通市場，(5)下級政府のハードな予算制約の，3 要素が加わって成立する。

名誉革命に至る，17 世紀後半のイギリスにおける一連の政治制度の変化は，そうした市場保全型連邦制を産み出し，地方の権力を拡大し，市場に対する中央権力の介入を軽減したが，現代中国の地方分権化による急速

な高度成長もこれと同じ要因に因る。

Qian, Yingyi, 及び Weingast (1997) は，青木昌彦を中心とする，比較制度分析の枠組みで，政府の市場拡張的機能，及び市場の失敗を補う，政府による coordination 活動を論証する論文集のなかで，中国の郷鎮企業と地方政府の関係を取り上げる。ここでの問題意識はこうである (Qian, Yingyi and Weingast, 1997)。

東アジアにおいては何故に，南アジアやラテンアメリカなど他の開発途上国・地域とは異なり，政府の政策や官僚制度といった政府行動主義 governmental activism が，市場の成功を推進するどころか，市場の成功には不可欠であったのか。その鍵を握るのは現代中国の地方政府，郷鎮企業である。

中国の地方政府が経済主体として積極的な役割を果たす起点となったのが，80 年代の地方政府への，財政権を中心とした権限の委譲である。地方分権化は地方政府に対して財政面でのインセンティヴとあいまって，市場に友好的な経済環境を創出する結果をもたらした。特に，重要なのは，地方政府が郷鎮企業に対して持株会社的な機能を有するようになった点である。地方政府であるが故に，通貨発行，インフレ抑止，貿易障壁の構築などを実行する権限は持たないが，かえってそのために，地方政府はハードな予算制約のもとにおかれる。財政の連邦制のもと，財政収入源としての郷鎮企業の成長が，地方財政を豊かさに直結することになり，企業経営者，労働者に経営努力，勤勉性に対するインセンティヴをもたらしている。

つまり，地方政府にとって政治的なレントに依存する余地はなく，成長追求を優先させ，財政収入を増加させるためには市場しかなく，他の町（郷，鎮）との，生き残りをかけた企業間競争にさらされることになる。連邦主義の帰結としての地域間の経済競争のもと，非生産的な支出に対して収入を用いることの機会費用が上昇するなかで，財源を生産的な投資への配分を促進させざるを得ない。この点，ラテンアメリカ諸国やインドとは決定的に異なる。つまり，これら諸国においては，レントシーキングや

政治的な圧力により，政府収入が非生産的な社会支出や政治的な動機に基づいた再配分へと向かう。地方政府の場合，利益集団による地域間の政治競争が基本的要因となって，福祉再配分への支出をおこなわせるインセンティヴが強まり，レント追求を行なうことになる。

要するに，中国の地方政府，そして地方政府所有企業が成功するうえで重要な要因となったのは，中国型連邦制が，地方政府へ与えたインセンティヴであり，その結果生じた地方政府間の経済面での競争であった。従って，市場保全型の連邦制に固有の分権化システムがあってこそ，中国は印象的とも言える経済的な成功を収めることができた。

青木昌彦（1995）も，経済体制移行期におけるコーポレイト・ガバナンスの効果的な事例として，地方政府―郷鎮企業の関係を評価し，次のように述べている。「現在中国の経済発展の牽引車となっているのはいわゆる郷鎮企業である。それは…いわば郷鎮政府が持株会社として見事に機能しているわけである。それは郷鎮同士が所得水準の上昇と広域市場の獲得を巡って互いに熾烈に競争するというメカニズムを通じて，郷鎮政府自身が有効なモニタリングに服しているからである」（170-171 頁）

ところで，Montinola, Qian と Weingast（1995）は，中国の高成長が，政治改革なしに，中央政府がかなりの裁量権を保持し，また，私的所有権のシステムを規定しないままになぜ達成できたか，という事実に着目しつつも，経済面での成功を導いた政治的基盤の分析を試みている。中国型の連邦主義は西欧型と比較して，個人の権利，明確な体制上の基礎，政治的自由を欠くにも関わらず，基本的には上述の 5 つの要素を具備している点で共通性を持つ。いずれの要素も，中央の権限の縮小，地方の自立性の拡大方向を示している。

経済面での効果は，価格，商品流通，労働市場の効率性において，地方政府が直接介入するより，市場に任せる方が，良好な結果を得られた具体例や地域間の競争によるを紹介している。

こうした連邦制をめぐる議論は中国の研究者の間にも影響を及ぼしつつ

ある。そのなかの1人，楊瑞龍は「中間拡散型制度変換方式」という概念を提起している（楊瑞龍，1998)。

財政の分権化により，地方政府は「竈を分けて飯を食う」という，資源の配分主体であると同時に経済利益の最大化を目指す政治組織となり，権力中枢（中央政府）が持つ制度供給の意思と，ミクロ主体の制度創設の需要とをつなぐ環節となった。そうなることで地方政府は，権力中枢により新規参入が阻まれていた障壁を突破し，統治者としての独占レントの最大化と，取り引き費用の低下，効率向上による産出量の最大化・財産権の保護という背理した課題（North の背理）を一致させることが可能となった。具体的には，地方政府は地元の利益の拡大のために，中央政府との不断の交渉により，予算規模を拡大したり，地方間，企業間の競争を促進するための措置を講じるようになった。これを中央政府による「上意下達」の供給主導型計画経済体制から，需要誘導型の市場経済体制への過渡期としての，「中間拡散型制度変換方式」と呼ぶ。

以上のような諸論文にみられる共通した特徴は，経済成長における組織，制度の重要性に加え，市場機能を保持し，拡張することを通じて，地域の経済成長の主体としての地方政府の役割を解明している点である。しかし，地方政府と企業とを独立した関係として捉えるのか，それとも実質的には一体の組織とみなすか，について見解が分かれている。既に個別の村落を対象とした実証研究は豊富であるが，この点についていずれかに簡単に軍配をあげることは不可能である。それだけ地域差が大きいのである。両者の関係の多様性は，多様なタイプの発展があることとして受け止めておくべきである。

4.　指導者論―経営者論

世銀調査において Byrd は，広い意味での，企業家精神は先進国以上に途上国でより重要であることを強調する（Byrd, 1990)。郷鎮企業においては，所有権，財産権が明確でなく，純粋な私的所有権が希であるのに他

の国々と比較して企業家精神が顕著であるのに対し，他の国々では小規模な企業家に対する報酬でさえないか，あっても大変制限されている。企業家の動機は，金銭だけで説明できない複雑さがあるが，もっと業績とボーナスとをリンクさせてインセンティヴを高めるべきだとしている。

市場経済体制への転換に対応して，町村レベルの共産党幹部の企業家への転身傾向にいち早く注目し，政府－企業－経営者間の新たな構造を紹介したのはOi（1986）である。農家経営請負制の導入，市場経済体制への移行がすすむ環境のもとで，農村の幹部たちは，農民の繁栄につながるように商取引を予測し，良きマネージャーであり，巧みな技術を持っている。かつてのように「土皇帝」として行動することは許されないが，企業家として，商行為の仲介人としての役割が期待されている。

農民の間で土地の割当管理，農民の非農業への転換願望が強いなかで，村政府の幹部としての新たな義務は，農業部門での農地の集中，雇用による食糧生産，商品作物などの栽培可能な作物の指導，調整などに加え，特許会社の請け負い，及びブローカー，仲買人として買付け量の割当てなど多方面に及ぶ。市場への参加は許可されたものの，情報，販売機会は専ら幹部に依存しなければならないからである。

未発達な市場メカニズムのもとで，成功するには，商品の販売先を見つける機会を持つだけのコネが必要であり，年来の会議への出席や交渉によって形成された広い人的ネットワークを持つ幹部が最適である。特定の作物栽培などに従事する専業戸の経営の成否も幹部による原料の手配，販売によるところが大きい。

利益が大きいだけに幹部自ら企業家を兼ねる例が少なくない。新たなシステムにおける仲介人として，ブローカーとして有効な機会を得て，出来るだけ多くの資源をコントロールできるように速やかに転身している。政府は市場に対して完全にオープンではなく，過渡期において新たに行政面での機会を得て自らの権力を強める機会を窺う。こうした村の幹部の反応は，Samuel Popkinの，合理的農民行動の基本的な枠組み，即ち，市場

を締め出せないことが明らかになって初めて，村落のエリートが積極的な役割を果たし，自らを市場と農民との間に身を置き，仲介人としての権力を得るという命題で説明可能である。

この他にZweig（1989）も，地方の共産党幹部たちが市場経済への転換に対応して，自ら企業家に転身していく事実を紹介している。

Nee（1989）は，再分配の概念をKarl Poliniに依拠して，そうした地方の党幹部たちの転身の背景には，再分配の方式を中央政府主導の計画から市場によるコーディネーションへと転換しつつあった事実を軽視してはならないことを指摘したうえで，村幹部達へのインタヴュー調査をもとにしたデータ分析を行ない，次のような事実を明らかにする。

市場経済体制への転換が進むなかで，村レベルの幹部はかつて保有していた強力な権力を失い，農民からの贈り物，賄賂の現物供与もなくなり，企業家として成功することで得られる富がより大きくなった。「今は働かねば食えない。家族のためにしなければならぬ仕事がたくさんある。村のことにどうやってかかわることができるか。しかも，家族のために仕事をしたらもっと食えるが，村のためならなにも食えない」といった一幹部の言葉に示されるとおり，村幹部から企業家への転身，新エリート私企業者層の出現というより，権力者であることとを捨てて生活者への転身せざるを得ない実情が描かれている。

Neeの調査は，1985年夏に，福建省において厦門大学とカリフォルニア大学サンタバーバラ校との共同で実施したもので，その際に得られたデータを基礎とした統計学的な分析を踏まえているだけに説得力がある。無論，企業家への転身と言っても全ての村幹部にあてはまるわけではなく，権力がビジネスに有利に働いているケースも少なくないであろう。しかも，地方政府の指導者層の行動動機を全て自己の経済的動機で説明することも無理がある。

同じように実地のインタヴューによる資料を素材として，農村指導者の行為の動機についての計量的な分析を試みたのがRozelleとBoisvertで

ある（Rozelle and Boisvert, 1994）。

村落のリーダーたちの行政に携わる動機として，昇進，地位，仕事の安定性，上級からの独立，個人の利益，村への関わりの6つの項目を挙げ，工業の収益，工業の資産，穀物生産量，高収量米の導入，非農業雇用を代理変数とすることにより，彼等の基本的な意識を解明しようとした試みである。結論として，農村の工業化に専念する基本的な動機は，村落の指導者層が自らの利益を増やし，上級の権威から独立性を高めるためであり，次いで，地域住民の厚生福祉の水準を高めることにも関心を持っていることを論証している。

地方幹部たちは自己の所得増大という経済的動機に加え，地域経済の振興に使命感を持っていることは自然のように思われるが，農村工業化に果たす地方幹部の役割を強調しているのが温州の私的セクターの急成長を素材としたLiuの研究である（Liu, 1992）。

温州の私営経済は，地方官吏による庇護，即ち彼等の「開放的な心根」と国家の干渉から地方の私的な利益を庇護する熱心さがなければ発展はありえなかった。そうした行為は，革命期においても，党中央の指揮がないままに，地方幹部のイニシアティヴでいわば地域の自己解放を実行し，商工業を奨励するなど，中央政府からは独立した政策をとる伝統に根差していた。地元企業家庇護の一例を挙げれば，低圧スイッチ製造で銅線を用いることを中央政府が禁止し，許可制としたのに対し，地方官吏がこれを黙認した。無論，地方官吏は，攤派（非合法的な諸負担）を要求したり，自身がビジネスマンに転身したり，また家族が商売を行なうなど自らの経済的利益にも敏感であり，私企業が政治面での保護を求めればこれに応じ，賄賂を要求することもある。つまり，国家を犠牲にして，地方官吏が自らと地域の住民の利益の実現を優先させる。

その結果は，社会主義の伝統的な「全体主義的国家」が崩れ，専制的な権力を持つが基礎的な権力は弱い「孤立した全体主義的国家」sporadic totalitarian stateへの変質である。機能面で分節化された官僚制のもと，

セクター，各種レヴェルの間で緊張が生まれ，取り引き，利害の衝突を抱える，新たな枠組みによる社会主義国家と言える。

Liu と同様，地方幹部が中央政府に楯をつき，地域住民の利益を保護する傾向を重視し，これをレーニン主義的な国家-社会体制から個人の利益を認める，コーポラスティックな媒介組織形成へ向けての動きであり，国家と社会との境界について再定義する必要があることを強調するのが Parris である（Parris, 1993)。

村，県レヴェルの官吏が社会主義の国家の制限の枠内で非公式の私的企業家を保護し，奨励するのは，地方政府の財政収入においても個人所得においても利益があるからである。私企業が銀行口座を開設するのにあたって，政府機関の名義の使用を許可する挂戸経営はパトロン・クライアント関係に基づく象徴的な制度である。78 年以降，中央に改革派が誕生したことで地方官吏はより攻撃的となり，私企業が「民弁」企業という名で活動が合法化され，諸個人の利益も正当に認められ，消費主義が出現するなかで，新たな組織を作り，官吏をもメンバーの一員として自らの利益を図り，企業と国家とが相互に浸透しあう，地方国家コーポラティズムが出現することになる。

これまでの議論にみられるように Oi をはじめ，農村工業化を積極的に評価する研究者の多くは，工業化の担い手として，地方政府の官吏が果す役割をいわばポジティヴに描く傾向にある。鶴見和子，宇野重昭両氏を中心に精力的に展開された「内発的発展論」では，農村の発展過程における地方指導者の役割ををキイ・パースン論として非常に高く評価する。中国の研究者の間では，この点に関する議論は両極端に分かれる。中央の党・政府は，郷鎮企業は市場メカニズムに適合的であり，それ故に国有企業改革が倣うべき鏡として宣伝し，その模範的な指導者である，李桂蓮や兎作敏などが賞賛されてきた。ところが，その一方でこれら農村企業家達は専横的な権力を持ち，非合理的で前近代的な経営を行なう「土皇帝」であり，郷鎮企業の発展，農村の工業化の評価に距離を置く研究者も少なくない[10]。

そうした評価の難しさ，中国の農村の末端での指導者の独特の位置を見事に示したのが，映画「被告山杠爺」（範元監督による，同名の小説の映画化，1994年製作。日本語で「正義の行方」というタイトルで放映された）である。四川省の一山村の，党支部書記である長老，山杠爺は，大勢の村人の面前で，姑を虐めた女性を諌めるが，この女性はメンツを傷つけられたとして書記の自宅の軒先で自殺をする。この事件をめぐり，匿名（書記の孫の中学生）の告発を受けた県の検察が村人から事情聴取に乗り出すが，書記が村人たちから絶大な信頼を受けていたことが明らかにある。村の公共的な任務を献身的にこなすだけではなく，夫婦間，家庭内の紛争にも直接介入して解決し，村民から慕われ，頼りにされているという超法規的な，まさに「土皇帝」の名にふさわしい存在である。市場経済体制への転換に伴い，人治による支配から法治国家として，事件，紛争を法に基づいて処理しようとする，中央政府，及びその意を受けた県レベルの政府の検察当局と，超法規的な長老＝書記の存在なくして平穏な生活が失われる不安を感じる村民との葛藤が描かれている。つまり，この映画は法治国家への転換は，村の生活のあり方を根底から覆すことになるだけに，相当長期にわたる，困難な過程であることを予言しているように思われる。

小　結

①　文化か過渡期か

所有権に関する一連の議論は，私有制，契約関係といった，欧米流の組織，制度面での要件は，必ずしも経済成長の絶対不可欠の要件ではないことを示している。途上国の開発過程における制度改革に対する教訓としてその意義は大きい。しかし，論拠となると明快な解答は得られていない。過渡期ということであれば，他の途上国でも，先進諸国の過去においても経験したはずであるが，少なくともこれまで曖昧な所有権を肯定的に評価した事例はみあたらない。

一方，中国政府は人治国家から法治国家への転換をめざし，欧米流の法体系の整備を急ぎ，国民に対し法の尊重を訴え続けている。大都市においては司法制度の定着する傾向もみられるが，農村においては法律意識の浸透には先述のとおり，相当長期間を要するであろう。そうなると，農村の現行の企業組織もかなりの期間にわたり存続することになろう。

所有権の曖昧さが，文化の違いによるところが大きいとしたら，これは超長期にわたり，存続することは疑いのないところである。

② ゲマインシャフトの再評価？

所有権の曖昧さとも関連するが，地方政府を中心とする村落組織に対する肯定的な評価はいずれの要素に力点を置くかを問わず，農村の有機体としての，つまりゲマインシャフトとしての性格を再評価しているとも読み取れる。市場経済体制への転換に伴う，政治体制の民主主義化の必要性が訴えられて久しいが，先述のとおり，村レベルでの法支配による村落行政の確立，ゲゼルシャフトへの変容は，長期の時間を要するはずであり，様々な困難が予測される。地方国家コーポラティズムを評価する議論は，ゲマインシャフトとしての村落を単に後進的であるとして解体を急ぐことへの警告をメッセージとして送っているのであろうか。

③ 三位一体

地方政府が果たす役割を，開発途上国における普遍性にまで拡張して検討する手がかりを与えているのが，速水裕次郎による共同体評価を軸とする国家，市場，共同体の三位一体論である（速水，1995）。

速水は，開発過程においては，市場と国家の失敗を補正し，近代的な経済発展を支えるに不可欠な組織の原理を提供するのが共同体であり，途上国の経済開発に必要な経済体制は，市場と国家という2つの組織のみの組み合わせではなく，共同体という組織を加えた3者の組み合わせとして構想されねばならない。その3者間で，市場は利己心にもとづく競争により，

国家は権威にもとづく指令により，共同体は合意にもとづく協力により，分業を適切な協業関係へ調整する役割を担う，としている（254 頁）。ここでの共同体とは，地方政府と同一の機能を持つ，組織と捉えてよいであろう。こうした観点から，地方政府の役割，そして郷鎮企業の発展要因を捉え直すことも重要な課題となる。

④ 残された課題

以下，思いつくままに 3 点を列挙しておく。

(1) 町営，村営企業の，内部経営組織としての特徴，言い換えれば「中国農村的経営」を明らかにする必要がある。これまでの議論は，郷鎮企業の経営者，責任者がなぜインセンティヴを持つに至るのかについてが主であって，経営者，労働者の利害は一致していることを前提としているようである。しかし，現場の労働者＝農民の労働意欲はともかく，内部に効率的な組織が形成されていない限り，市場動向に反応できないはずである。共同体的性格を保ちながら，市場メカニズムに適合的な企業組織がいかに形成されるかという興味深いテーマであるように思われる。

(2) 前項と関連して，現行の組織は完全な市場競争のもとで，質的な面で競争力を保てるだけの組織であるのか。郷鎮企業の成長のめざましさに注目するのは，成長の量的な側面であり，競争力を有するといっても，大半は制度改革が進捗しない国有企業との関係においてである。企業会計上，合理的な運営が行なわれているかについては懐疑的な見方が少なくない。現実に企業関係者に賃金を支払うための資金を確保する必要から，中長期の経営戦略を考えずに，月単位，年単位の売上を確保することを至上課題としている企業が多い。いずれにせよ，完全な状況に近い競争が開始された時（部分的には始まっている），特にリストラを伴うような激しさである場合，共同体，地方国家コーポラティズムは大きく変質し，或いは解体を余儀なくされるであろう。

(3) 曖昧な所有権にしろ，地方政府が果たす役割の大きさにしろ，中国にのみ通用する概念なり制度であるのか。それとも日本を含む東アジアにも共通して観察できるのであろうか。いずれの場合も，比較研究として興味深い素材を提供しているように思われる。

＊故松尾太郎先生には，農村工業化をめぐって様々な御教示をいただく間もなく急逝された。拙文を捧げ，ご冥福を祈りたい。

《注》

(1) Harriss, John., Hunter, Janet and Lewis, Colin M. (1995) は，新制度経済学派が果たすべき重要な3つの課題として，新古典派理論の制度上の枠組みの説明，市場か国家かの二者択一的ではない枠組み，社会，経済の変換を解くグランドセオリーを挙げている。

なお，同書で Douglass North は，私有化は貧弱な経済パフォーマンスを解決するうえで万能薬ではない。第三世界における，経済パフォーマンスを決定づける政治組織の理論研究は未だ殆ど進んでいない，と指摘している(25頁)。

(2) Aoki, M., Kim, H. and Okuno-Fujiwara, M. (1997).

(3) Bennett, Robert J. ed. (1994). 地方分権化は国の発展段階により異なる相対的な概念であるとの指摘があるが，分権の意味するところが，歴史上，制度上の条件から必ずしも同一ではないことも検討してみる必要があるように思われる。他に，Aziz, Abdul and Arnold, David D. (1996)

(4) 90年法については，中華人民共和国農業部等編（1990)，97年法については，全国人大常務会法制工作委員会経済法室，全国人大財政経済委員会弁公室，中華人民共和国農業部郷鎮企業局（1997）をそれぞれ参照。

(5) North はここで第3世界における経済成長の条件として，取り引き費用の削減のための契約の保証など，制度が不可欠であることを強調している(North and Weingast, 1989, 831-2頁)。

(6) グレイな市場については樊綱による古典的な理論研究があるが，Li もグレイ市場の概念はこれに依っている（樊綱（1988)，「灰市場論」，『経済研究』，第8期)。

(7) いずれ中国国内の研究動向を紹介する予定であるが，さしあたり代表的な研究として，張曉山（1996)，『走向市場:農村的制度変遷与組織創新』（経済管理出版社，北京)，及び胡必亮（1996)，『中国郷村的企業組織与社区発展』

（山西経済出版社，太原）を挙げておく。なお，後者は「当代中国的村庄経済与村落文化叢書」（全8冊）のうちの1冊である。

（8） ここでコーポラティズム（厳密に言えばネオコーポラティズム）の定義を，第一次石油危機が発生した1974年以降，注目され始めた，多元主義的な「市場」とも権威主義的な「国家」とも区別された，しかし両者を糾合した職能団体的な「第3」の利益代表ならびに政策協調システムとしておく（稲上毅他（1994），『ネオ・コーポラティズムの国際比較』，日本労働機構）。

（9） 本稿で取り上げる論文は全て，町，村レベルの政府と企業との関係を対象としているが，歴史的な一貫性を重視して，県（日本の郡に相当）単位の地域経済を検討する研究もみられる（Blecher, Marc. and Shue Vivienne（1996））。

（10） 「内発的発展論」については以下の3著作を挙げておく。鶴見和子，川田倪編（1989），『内発的発展論』（東京大学出版会），宇野重昭，朱通華編（1991），『農村地域の近代化と内発的発展論―日中「小城鎮」共同研究―』（国際書院），宇野重昭，鶴見和子編（1994），『内発的発展と外向型発展―現代中国における交錯』（東京大学出版会）。

農民企業家に対する評価については，王徳華，陳朝中編（1985），『当代農民企業家（一）』（中原農民出版社，焦作市）に各地のユニークな企業家が紹介されている。

参考文献

Aoki, M., Kim, H. and Okuno-Fujiwara, M. (1997), The Role of Government in East Asian Economic Development-Comparative Institutional Analysis, Clarendon Press, Oxford.（邦訳（1997），『東アジアの経済発展と政府の役割』，日本経済新聞社）

Aziz, Abdul and Arnold, David D. (1996), Decentralised Governance in Asian Countries, New Delhi/London, Sage Publications.

Bennett, Robert J. ed. (1994), Local government and market decentralization: Experiences in industrialized, developing, and former Eastern bloc countries, Tokyo/New York/Paris, United Nations University Press.

Blecher, Marc and Shue, Vivienne. (1996), Tethered Deer-Government and Economy in a Chinese County 束鹿, Stanford, Stanford University Press.

Bolton, Patrick. (1995), Privatization and the Separation of Ownership and Control: Lessons from Chinese Enterprise Reform, *Economics of Transi-*

tion, Vol. 3, No. 1, 1-12.

Byrd, William A. (1990), Entrpreneurship, Capital, and Ownership, in Byrd and Lin. (1990).

Byrd, William A. and Lin, Qingsong. (1990), China's Rural Industry-Structure, Development, and Reform, Oxford University Press, Oxford. (1989)『中国農村工業一結構，発展興改革』，経済科学出版社．(1994)『中国郷鎮企業的歴史性崛起』，牛津大学出版社.

Byrd, William A. and Lin, Qingsong. (1990), China's Rural Industry: An Introduction, in Byrd and Lin. (1990).

Byrd, William A. and Gelb, Alang. (1990), Why Industrialize? The Incentives for Rural Community Governments, in Byrd and Lin. (1990).

Chang, Chun and Wang, Yijiang. (1994), The Nature of the Township-Village Enterprise, *Journal of Comparative Economics*, Vol. 19, No. 3 (December), 434-452.

Che, Jiahua and Qian, Yingyi. (1998), Institutional Environment, Community Government, and Corporate Governance: Understanding China's Township-Village Enterprises, *The Journal of Law, Economics & Organization*, Vol. 14, No. 1 (April), 1-23.

Che, Jiahua and Qian, Yingyi. (1998), Insecure Property Rights and Government Ownership of Firms, *The Quarterly Journal of Economics*, (May), 467-496.

Christerson, Brad and Lever-Tracy, Constance. (1997), The Third China? Emerging Industrial Districts in Rural China, *International Journal of Urban and Regional Research*, Vol. 21, No. 4 (December), 569-588.

Harriss, John, Hunter, Janet and Lewis, Colin M. (1995), The New Institutional Economics and Third World Development, Routledge, London and New York.

Hsiao, Cheng., Nugent, Jeffrey., Perriges, Isabelle., and Qiu, Jicheng., Shares versus Residual Claimant Contracts: The case of Chinese TVEs, *Journal of Comparative Economics*, Vol. 26, No. 2, pp. 317-337.

Huang, Yasheng. (1995), The Strategic Investment Behavior of Chinese Local Governments during the Reform Era, *China Economic Review*, Vol. 6, No. 2, 169-186.

Jia, Hao and Lin, Zhimin. (1994), Changing Central-Local Relations in China, Westview Press, Boulder and Oxford.

Li, David D. (1996), A Theory of Ambiguous Property Rights in Transition Economies: The Case of the Chinese Non-State Sector, *Journal of Comparative Economics*, Vol. 23, No. 1, 1-19.

Liu, Yialing. (1992), Reform From Below: The Private Economy and Local Politics in the Rural Industrialization of Wenzhou, *The China Quarterly*, No. 130 (June), 293-316.

Mcmillan, John and Naughton, Barry. (1992), How to Reform A Planned Economy: Lessons from China, *Oxford Review of Economic Policy*, Vol. 8, No. 1 (Spring), 130-143.

Montinola, Gabriella., Qian Yingyi and Weingast, Barry R. (1995), Federalism, Chinese Style-The Political Basis for Economic Success in China, *World Politics*, 48 (October), 50-81.

Naughton, Barry. (1994), Chinese Institutional Innovation and Privatization from Below, *American Economic Review*, Vol. 84, No. 2 (May), 266-275.

Nee, Victor. (1989), A Theory of Market Transition: From Redistribution to Markets in State Socialism, *American Sociological Review*, Vol. 54, No. 5, 663-681.

Nee, Victor. (1992), Organizational Dynamics of Market Transition: Hybrid Forms, Property Rights, and Mixed Economy in China, *Administrative Science Quarterly*, Vol. 37, 1-27.

Nee, Victor and Su, Sijin. (1990), Institutional Change and Economic Growth in China : The View from the Village, *The Journal of Asian Studies*, Vol. 49, No. 1, 3-25.

North, Douglass C. and Thomas, Robert Paul. (1970), An Economic Theory of the Growth of the Western World, *The Economic History Review*, Second Series, Vol. 23, No. 1, 1-17.

North, Douglass C. and Weingast, Barry R. (1989), Constitutions and Commitment: The Evolution of Institutions Governing Public Choice in Seventeenth-Century England, *The Journal of Economic History*, Vol. 49, No. 4 (December), 803-832.

Oi, Jean C. (1986), Commercializing China's Rural Cadres, *Problems of Communism*, Vol. 35, No. 5 (September-October), 1-15.

Oi, Jean C. (1992), Fiscal Reform and the Economic Foundations of Local State Corporatism in China, *World Politics*, 45 (October), 99-126.

Oi, Jean C. (1995),The Role of the Local State in China's Transitional

Economy, *The China Quarterly*, No. 144 (December), 1132–1149.

Oi, Jean C. (1998), The Collective Foundation for Rapid Rural Industrialization, in Vermeer, Eduard B. (1998).

Parris, Kristen. (1993), Local Initiative and National Reform: The Wenzhou Model of Development, *The China Quarterly*, No. 134 (June), 242–263.

Pei, Xiaolon. (1996), Township-Village Enterprises, Local Governments and Rural Communities: the Chinese Village as a Firm during Economic Transition, *Economics of Transition*, Vol. 4, No. 1, 43–66.

Pei, Xiaolon. (1998), The Chinese Village as a Firm during Economic Transition, in Vermeer, Eduard B (1998).

Putterman, Louis. (1997), On the Past and Future of China's Township and Village-Owned Enterprises, *World Development*, Vol. 25, No. 10 (October), 1639–1655.

Qian, Yingyi and Xu, Chenggang. (1993), Why China's economic reforms differ: the M-form hierarchy and entry/expansion of the non-state sector, *Economics of Transition*, Vol. 1, No. 2, 135–170.

Qian, Yingyi and Xu, Chenggang. (1993), The M-form Hierarchy and China's Economic Reform, *European Economic Review*, Vol. 37, 541–548.

Qian, Yingyi and Weingast, Barry R. (1996), Institutions, State Activism, and Economic Development: A Comparison of State-Owned and Township-Village Enterprises in China, in Aoki, Kim and Okuno-Fujiwara (1997).

Rozelle, Scott and Boisvert Richard. (1994), Quantifying Chinese Village Leaders' Multiple Objectives, *Journal of Comparative Economics*, Vol. 18, 25–45.

Song, Lina and Du, He .(1990), The Role of Township Governments in Rural Industrialization, in Byrd and Lin (1990).

Walder, Andrew G. (1995), Local Government as Industrial Firms; An Organizational Analysis of China's Transitional Economy, *The American Journal of Sociology*, Vol. 101, No. 2 (September), 263–301.

Weingast, Barry R. (1995), The Economic Role of Political Institutions: Market-Preserving Federalism and Economic Development, *The Journal of Law, Economics. & Organizations*, Vol. 11, No. 1, 1–31.

Vermeer, Eduard B., Pieke, Frank N. and Chong, Woei Lien. (1998), Cooperative and Collective in China's Rural Development-Between State Private Interests, M. E. Sharpe, New York and London.

Weitzman, Martin L. and Xu Chenggang. (1994), Chinese Township-Village Enterprises as Vaguely Defined Cooperatives, *Journal of Comparative Economics*, Vol. 18, No. 2 (April), 121-145.

青木昌彦（1995),『経済システムの進化と多元性』, 東洋経済新報社。

全国人大常務会法制工作委員会経済法室, 全国人大財政経済委員会弁公室, 中華人民共和国農業部郷鎮企業局（1997),『中華人民共和国郷鎮企業法釈義』, 中国商業出版社

中華人民共和国農業部等編（1990),『中華人民共和国郷村集体所有制企業条例条文釈義』, 中国法制出版社。

速水佑次郎（1995),『開発経済学』, 創文社。

楊瑞龍（1998),「我国制度変遷方式転換的三階段論—兼論地方政府的制度創新行為」,『経済研究』, 第1期, 3-10.

＊本稿は, 1996年度法政大学研究特別助成金による成果の一部である。